

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、ひとり親世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

現在、児童扶養手当を受給している方は、申請不要で基本給付額を支給しますので、給付金を希望しない方は、8月12日（必着）までにひとり親世帯臨時特別給付金受給拒否の届出書をダウンロードしてこども未来課までに御提出ください。

なお、給付金は「基本給付」と「追加給付」の2種類に分かれ、本人から申請が必要となります。

●基本給付

- 1 児童扶養手当を受給されている方（申請不要）
- 2 公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給が全部停止されている方
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる同じ水準となっている方

支給額

- ・ 1世帯5万円（第2子以降1人つき3万円）

●追加給付

- ・ 基本給付1及び2に該当する人が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

支給額

- ・ 1世帯5万円

支給日

- ・ 児童扶養手当受給者の方への基本給付は令和2年8月末頃
- ・ それ以外の給付は申請書の確認後、随時支給

支給方法

- ・ 児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

※注意事項

児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約している場合、給付金の支給ができません。児童扶養手当の振込指定口座変更手続きをお願いいたします。

申請方法

- ・ 児童扶養手当受給者等の方は、申請書を郵送させていただきましたので、給付金